

(7) 水源地域等との連携

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民等と協働し水源地域対策等に取り組む。

(年度計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民、NPO 等と協働し水源地域対策等に取り組む。

(年度計画における目標設定の考え方)

地域との連携の促進を図るため、地域代表者との意見交換会等により地域のニーズを把握し、水源地域等の活性化に寄与する取組を行うこととした。

(平成24年度における取組)

■ 水源地域等との連携

1. 地域のニーズの把握

地域のニーズを把握するため、全事務所において地域代表者との意見交換会等を行い、水源地域対策の取組を行った。

具体的な取組事例

(1) ダム湖及びダム周辺を活用した地域振興

- ①群馬県と東京都が主体となり実施した上下流交流会において、参加者を対象にダム管理の説明・監査廊内案内・巡視船試乗などを実施した。(奈良俣ダム)
- ②市内の小学校7校に施設を案内する等のPR活動を実施した。(霞ヶ浦用水)
- ③東京都水道局が実施した水道施設見学会「利根川からの水の旅をたどろう」で施設見学会を実施した。(利根大堰)
- ④国土交通省主催による施設見学会を周辺4ダムと協力して実施した。(阿木川ダム)
- ⑤上下流交流の一環として開催されたダム湖を利用した自然学習会「サマーキャンプ」に協力した。(味噌川ダム)
- ⑥自治体が主催するダム湖周辺道路を利用した駅伝競走大会に協力した。(青蓮寺ダム)
- ⑦(財)日本サイクリング協会が主催するサイクルフェスタをダム湖周辺で実施した。(布目ダム)
- ⑧地元観光協会が主催する花火大会で、ダム堤体内の見学会を実施した。(日吉

ダム)

- ⑨自治体が主催する湖水祭りに参加し、周辺ダムと協力してダムのPRを実施した。(新宮ダム・富郷ダム)

(2) 環境の保全

- ①地元住民と共同で、河川敷のゴミ拾いを実施した。(利根川河口堰)
- ②小中学校で育成した苗木をダム上流の旧コア山に植樹した。(徳山ダム)
- ③自治体等が主催する人工河川施設でのアユふ化事業に協力した。(長良川河口堰)
- ④地元の子供達を招いて、アユの放流体験を実施した。(愛知用水)
- ⑤地元高校生の授業として、ダム湖の栄養塩を減少させることを目的に、野菜(空心菜)を利用したダム湖の水質浄化試験を実施した。(阿木川ダム)
- ⑥地元小学校を対象に、放流したサツキマスの成長を確認し、環境保全意識を高めた。(木曾川用水)
- ⑦地元の子供達を招いて、アユの放流体験を実施した。(一庫ダム)
- ⑧絶滅危惧種であるアサザ(植物)の保全を目的とした外来植物の駆除活動へ参加した。(琵琶湖開発)
- ⑨環境学習会として、稚アユ放流や水質簡易テストを実施した。(池田ダム)
- ⑩地元の小学生及び父兄とともに、調整池上流の里山ビオトープで希少種の移植を実施した。(香川用水)

(3) ダム下流河川の環境改善

- ①ダム下流の河川環境の改善を目的として、一時的にダム下流の水を増やすフラッシュ放流を実施した。(下久保ダム他)

(4) 水質改善・監視

- ①黒部川の浄化用水導入試験を継続。(利根川河口堰)
- ②印旛沼の流動化運転を継続。(印旛沼開発)

(5) ゴミの投棄対策

- ①地元住民及び関係自治体と連携して、ダム湖周辺の清掃を実施した。(下久保ダム)
- ②ダム下流から支川を含む河川敷の清掃活動に参加した。(徳山ダム)
- ③地元住民とダム湖周辺のゴミ拾い、草刈り等を実施した。(一庫ダム)

中期目標等における目標の達成状況

地域ニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、前年度に引き続き、平成24年度も全事務所において、様々な形で地域代表者との意見交換会等を通じて地域のニーズに合った取組を実施した。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(7) 水源地域等との連携

1) 上下流交流と施設周辺地域交流

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を管理を行う全ダムにおいて実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、毎年施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(年度計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、すべての施設を核とした上下流交流を実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(年度計画における目標設定の考え方)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、すべての管理所及び建設工事を行っているダムの事務所において、施設を核とした上下流交流を実施することとした。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社及び支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加することとした。

(平成24年度における取組)

■ 上下流交流と施設周辺地域交流

1. 上下流交流活動の推進について

水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流の交流活動として、上下流住民の交流やその行事、下流域利水者の水源地視察など、50事務所で開催又は実施に協力した。また、取組みにあたっては、当該事務所の職員だけでなく、本社・支社局の職員も積極的に参加し、上下流住民や施設周辺の住民との交流に努めた。

具体的な取組事例

(1) 下流受益地の方々が水源地域で植樹活動等を実施

- ①みどり市と連携して、ダム流域内の水源林の保水機能を高めることを目的に、植樹活動を実施した。(草木ダム)
- ②下流受益者である名古屋市や下呂市の方々と共同して、下草刈りや水源地保

- 全のための植樹を行った。(岩屋ダム)
- ③小中学校児童の育成した苗木をダム上流の旧コア山に植え、苗木の育成及び植樹活動を実施した。(徳山ダム)
- ④上下流の森林整備ボランティアが一同に集まり、下草刈りや水源地保全のための育樹活動を実施した。(富郷ダム)

(2) 下流受益地の方々が水源地を訪れ水源地域の方々と交流

- ①群馬県と東京都が主体となり、ダム管理の説明・監査廊内案内・巡視船試乗など、上下流交流会を実施した。(奈良俣ダム)
- ②上流の群馬県の小学校と下流の埼玉県の小中学校とが、ダム見学を通じて上下流交流会を実施した。(下久保ダム)
- ③愛知用水受益地域の知多市の小学4年生と水源地域の王滝村・木曾町三岳の小学4年生を対象とし、水源地域と受益地域の理解を深め、愛知用水の歴史、役割、恩恵、水の大切さについて意識を高めることを目的に、上下流交流会を実施した。(愛知用水)
- ④水源地と受益地の小学生を対象に、交換現場見学会を通じて、上下流交流を実施した。(木曾川用水)

(3) 受益地で行われる行事等に水源地が参加

- ①「奥秩父大滝紅葉まつり」において事業ブースを設置し、広報活動を行った。
(滝沢ダム)
- ②J A成田市が主催の「永島敏行との稲作り体験教室」において、成田用土地改良区とともに展示ブースを設置し、事業のPRを行った。
(成田北総管理所)
- ③「なごや水フェスタ」において事業ブースを設置し、広報活動を行った。
(岩屋ダム、徳山ダム)
- ④大阪広域水道企業団村野浄水場で開催された「来て見て体験 in 村野浄水場」に参加し、下流域の方々にダム役割について説明を行った。(琵琶湖開発)
- ⑤水に関する感謝の気持ちの育成と地域活性化を目的に開催された「湖水まつり」において、受益地である四国中央市等と共同で、ダムの役割等のパネル展示やマスコットを使った子供向けの広報活動を行った。(新宮ダム、富郷ダム)



写真-1 ひよし夏祭り2012 (日吉ダム)



写真-2 地元行事での出展 (利根川下流総合管理所)



写真-3 地元行事での出展 (富郷ダム)

建設所での取組事例

○取組事例 1

川上ダムでは、9月と10月に「水の調査隊」と題した出前講座と見学会を開催した。この「水の調査隊」は、建設現場やダム周辺の水辺環境を実際に見聞することを通して事業に対する理解をより深めてもらうこと、(川上ダム利水者である)伊賀市の将来を担う子供たちがダムや周辺の環境について身近に学習するきっかけ作りを行うことを目的として実施したもので、伊賀市内の3つの小学校1～4年生184名が参加した。出前講座では、水の大切さやダムの役割、オオサンショウウオの生態等についての説明を行い、施設見学会では仮排水路トンネルの見学とオオサンショウウオの観察を行った。子供たちは普段見る機会が少ない工事現場やオオサンショウウオを熱心に見学していた。実施後には子供たちから「とてもおもしろかった」「勉強になった」といった内容のお礼の手紙をいただいた。



写真-4 「水の調査隊」に参加した小学生

写真-5 小学生からのお礼の手紙

○取組事例 2

大山ダムでは、大山ダムの水源地域の住民と下流域の住民の方々が一同に会し、水資源開発の重要性と水没関係者の生活再建、地域振興対策の必要性について相互の理解を深めることを目的として「大山ダム水源地域上下流交流会」を毎年開催している。

平成24年度は、平成25年3月17日のダム竣工式に合わせて、「大山ダム竣工記念上下流交流感謝の集い」を開催し、日田市長を始めとする地元日田市、大山ダム水没移転・土地の提供を頂いた方々、筑後川流域及び福岡都市圏、大分県・福岡県・佐賀県の代表の皆さまに参加を頂き、ダムサイト左岸下流広場において記念植樹を実施したほか、ダム近隣においても地元森林生産組合と福岡市水源林ボランティアの代表による記念植樹を実施した。



写真－6 ダムサイト左岸下流広場における記念植樹

○取組事例3

市域面積の約6割が森林である朝倉市では、森林作業や自然学習を通して、福岡都市圏や地元の住民に水を育む森林の大切さを理解してもらうことや交流推進を目的として、「あまぎ緑の応援団」（朝倉市森林組合主体）が結成されている。

平成24年度には、8月25日に下草刈り、10月27日に間伐作業が行われ、応援団のメンバーをはじめ、福岡市、大野城市、新宮町、春日那珂川水道企業団、福岡都市圏広域行政事務組合のほか、ユーザーである福岡地区水道企業団などから職員が参加した。水資源機構からは筑後川局、朝倉総合事業所、両筑平野用水総合事業所の職員が参加し、森林活動を通じて応援団のメンバー、各参加者との交流を深めた。



写真－7 間伐作業に当たる水機構職員

2. 施設周辺地域とのコミュニケーション

施設周辺地域の住民等を対象に、施設の役割等について理解を深めるため、調査・建設・管理に係るすべての事務所において、施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加した。

機構が行うコミュニケーション活動は、その内容により、表－1のように8活動に大別され、50事務所で地域行事への参加（協力）、清掃活動、施設見学会等の取組を行った。なお、特定施設であるダムにおいては、水源地域ビジョンの推進会議に事務局等として参加し、ダム水源地域との連携を図った。

水源地域ビジョンとは

水源地域ビジョンとは、ダム水源地域の自治体、住民等がダム管理者と共同で、下流の自治体・住民や関係行政機関に協力を求めながら策定する水源地域活性化のための行動計画であり、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的としている。

なお、機構の管理する特定施設であるダム（22ダム）については、平成15年度までに、滝沢ダムでは平成16年度に、徳山ダムでは平成18年度に水源地域ビジョンを策定している。

表－1 施設周辺地域での活動内容

項目	実施内容	事務所数
清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で実施する河川やダム湖周辺等の除草や清掃活動に参加 ・貯水池内の釣り糸、空き缶、ゴミ等の回収に協力 	25事務所
施設見学会等	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民、自治体、利水者等に対して施設見学会を実施 ・自治体等が主催のダム湖を利用したイベントで施設見学会を実施 ・受益地域の小学生を対象に出前講座等を実施し、用水の歴史、役割等を説明 ・耐震工事の現場見学会を実施 ・周辺小学校等の実施する施設見学会に協力 	34事務所 (延べ384回)
地域行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が実施するイベント、学習会等に参加もしくは協力 	30事務所

	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示やDVD映像等により事業をPR、イベントの参加者にアンケートを実施 ・祭り、ハイキング、マラソン大会、レガッタ大会、自転車レース大会、スポーツ交流会等の施設周辺で行われるイベントには、施設の一部を開放するなどの協力 ・水源の森整備で下草刈りや間伐に協力 ・地元警察主催の交通事故防止活動に参加 ・鑑賞イネの田植え、刈り取り作業に参加 	
植樹活動	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水池周辺や水源地域での植樹活動などに参加又は協力 	6 事務所
利水者との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解を深めるため、業務体験研修を実施 ・受益地域の方々に、施設見学会と併せて用水の歴史、役割等を説明 ・施設の管理状況等について勉強会を開催 	5 事務所
地域との意見交換等	<ul style="list-style-type: none"> ・利水者を対象に管理に関する意見交換会を開催 	2 事務所
水の週間行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・「水の週間」や「森と湖に親しむ旬間」の行事としてイベントを開催するとともに、施設見学会等を実施 	20 事務所
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・観光シーズンにダム周辺の紅葉状況等をHPに掲載し日々更新 ・近隣小学生と田植え、稲刈りを実施 ・小学校などを対象に出前講座 ・報道関係者向けの施設見学会の実施 ・クイズ+ウォークラリー形式で施設見学会を実施 ・地元マスコミに対して事業の紹介と意見交換会を実施 ・ダム堤体周辺でのこいのぼりの掲揚 ・桜の開花時期に合わせて下流広場を開放 ・一般利用者による施設の安全点検を実施 ・一般開放している堤体内見学施設にダムマニアが撮影した全国各地のダム写真を展示。 	20 事務所

中期目標等における目標の達成状況

平成24年度において、各管理所及び建設所において、水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を実施するとともに、積極的に施設周辺地域との交流の場へ参加等を行った。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(7) 水源地域等との連携

2) 貯水池保全のための森林保全

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

貯水池保全のために森林保全に取り組む。

(年度計画)

貯水池保全のための森林保全の有効性を検証する一環として、モデル地区において整備された森林からの土砂流出量の調査等を継続する。

(年度計画における目標設定の考え方)

年々進行する堆砂は、貯水容量減少や濁水長期化の原因となることからその対策を行い、貯水池機能（利水及び洪水調節容量）を維持し、長寿命化を図ることが大きな課題であり、貯水池保全の観点から土砂及び流木の流入を抑制する必要がある、流域内の山林整備の取組が重要となっている。このため貯水池保全のための森林保全の方法を検討することとした。

(平成24年度における取組)

■ 貯水池保全のための森林保全

機構は、社会基盤の一つである「水」の安定供給、また、河川沿線の生命、財産及び社会資本の被害軽減を図るための洪水調節という重要な業務を実施している。長期にわたりこれらの役割を果たすため、年々進行する堆砂は、貯水量減少や濁水長期化の原因となることから、その対策を行い、貯水池機能（利水及び洪水調節容量）を維持し、長寿命化を図ることが大きな課題である。

土砂流出の原因の一つとして、十分な山林整備（間伐等）が行われていないことによる山林の荒廃が考えられる。また、貯水池保全の観点から、土砂及び流木の流入を抑制する必要がある、流域内の山林整備が求められている。このような状況から、流出土砂抑制方策の一つとして、森林の荒廃抑制対策に着目した方策について検討を行っている。

平成21年度は、早明浦ダムにおいて、流域山林の整備状況の違いが流域の山腹法面崩壊や森林からの流出土砂に与える影響について把握するための調査計画立案、調査候補地の抽出、関係機関との連絡調整を行った。

平成22年度は、早明浦ダムにおいて、貯水池保全のための森林保全の有効性を検証する一環として、小流域スケールでの整備状況の違いによる流出土砂の影響度合いについて調査できる装置（整備林と未整備林の各々において、プロットとして5 m × 6 m の範囲を畦板で仕切り、降雨により発生する流量、濁度、粒土分布等を調査

できる施設。プロット調査という。)を設置したが、適当な降雨がなかったため、データ蓄積を行うことはできなかった。

平成23年度は、土砂流出調査適地について、関係機関の協力を得て協議を進めたところであるが、小流域スケールでの整備状況の違いによる流出土砂の影響度合い調査のための試験用地を確保することができなかった。また、プロット調査は、小流域調査とのデータの整合性を含めた検討が必要となるため、森林の整備状況の違いによる土砂流出を十分再現できない可能性があるため、調査を中止とした。

平成24年度は、浦山ダムにおいて、堆砂量が計画よりも進行していることから、ダム湖周辺及びその上流域での土砂発生源を特定するため、ダム建設前と最新の航空写真を判読することで、林相の変化及び崩壊・荒廃状況変遷を比較し、植生や地形状況毎に面積等を算出した流域状況図を作成した。更に、関係機関へ、森林の保全状況や補助制度及び支援制度について、聞き取りを行い、土砂発生源についての検討を実施した。

中期目標等における目標の達成状況

平成21年度から、流域山林の整備状況の違いが、流域の山腹法面崩壊や森林からの流出土砂に与える影響を把握するための調査を行っており、今後、現地調査を進めるなど貯水池保全のための森林保全に取り組んでいくこととしている。

これらの取組を継続し、関係自治体や住民等と積極的な連携を図っていくことにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(7) 水源地域等との連携

3) 湖面・湖岸の利活用

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

(年度計画)

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

水源地域を活性化させるために、貯水池湖面や湖岸の利活用を検討し、実施することとした。

(平成24年度における取組)

■ 湖面・湖岸の利活用

水源地域の活性化のために定めている水源地域ビジョン計画に沿った湖面や湖岸利用を図った。

○ 取組事例1

日吉ダムマラソン

実施日：平成24年4月22日

実施場所：日吉ダム湖畔

実施内容：日吉ダムマラソンが日吉ダムマラソン実行委員会の主催により開催され、約2,700名のランナーが参加した。昨年は、東日本大震災の影響で中止になったため、2年ぶりに開催である。今大会は、震災の復興応援大会として、地元南丹市が支援を続けている福島県浪江町より5名のランナーが招待された。機構は会場設営の手伝いや選手としても参加し、地域の方々との交流が図られた。



写真-1 スタートの状況



写真-2 マラソンの状況

○ 取組事例 2



写真-3 湖面利用 (カヌー)
(奈良俣ダム)



写真-4 湖面利用 (レガッタ)
(長良川河口堰)



写真-5 環境ウォーク
(東金ダム)



写真-6 菟野町駅伝大会
(三重用水)



写真-7 青蓮寺駅伝大会
(青蓮寺ダム)



写真-8 月ヶ瀬マラソン
(高山ダム)



写真-9 早明浦ダム湖畔マラソン大会
(早明浦ダム)

○ 取組事例2



写真-10 湖面利用（カヌー）
（奈良俣ダム）



写真-11 湖面利用（レガッタ）
（長良川河口堰）



写真-12 環境ウォーク
（東金ダム）



写真-13 菟野町駅伝大会
（三重用水）



写真-14 青蓮寺駅伝大会
（青蓮寺ダム）



写真-15 月ヶ瀬マラソン
（高山ダム）



写真-16 早明浦ダム湖畔マラソン大会
（早明浦ダム）

中期目標等における目標の達成状況

平成24年度においても、水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、水源地域ビジョンに沿った取組を自治体、住民等と積極的に実施してきている。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信し広報活動の質の向上に取り組むとともに、国民の意見募集など広聴活動を行う。

(年度計画)

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信するとともに、利水者アンケートの実施やホームページによる意見募集を引き続き行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信するとともに、利水者アンケートの実施やホームページによる意見募集を引き続き行うこととした。

(平成24年度における取組)

■ 広報・広聴活動の充実

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に情報発信を行った。

ホームページについては、ダムからの補給量をグラフ掲載するなど、国民に関心の高い水源情報や機構の管理業務等について、引き続き積極的に情報発信し、利水者や国民に的確な情報を提供するとともに、新着情報での発信内容を充実させた。

新たな取組として、本支社局を含め全事業所のホームページのトップページに「緊急のお知らせ」欄を設置し、通常時のホームページ更新担当者以外の者でも、緊急時の情報等を即時に登録・配信ができるようにした。これは防災や渇水等の緊急情報等の発信用として活用している。

また、バナーコンテンツの新設や改良等について継続的に実施しており、新設したコンテンツとして、「記者発表」「ダムカードコーナー」があり、改良を加えたもの（バナーを作るなど）として、「渇水情報」「環境報告書」「採用情報」「イベントコーナー」がある。イベントコーナーのうち、「ダムファン写真展」については、別途バナーを設け、多くの人の関心を引くような工夫をした。さらに、「森と湖に親しむ旬間」「見える安全活動コンクール」について、外部へのリンクをバナー化し、より多くの人への周知を図った。「紅葉情報」については、季節ものとして機構各施設に足を延ばしてもらうきっかけとなるように、昨年度に引き続きバナー掲載を行った。

採用情報のページについては、従来文字ばかりであったが、写真を多用し、より多

くの人に魅力ある組織であることがわかるように工夫した。

機構ホームページ（トップページ）へのアクセスは、平成24年度は、約225万件があった。

（年度ごとのアクセス数）

平成17年度：約194万4千件

平成18年度：約145万4千件

平成19年度：約272万6千件

平成20年度：約301万5千件

平成21年度：約311万1千件

平成22年度：約208万9千件

平成23年度：約202万件

平成24年度：約225万件

報道機関に対する情報提供（プレスリリース）に関しては、機構の様々な取組を広く認識してもらうために実施しており、広く外部の方に全国でどのようなことが行われているかを知っていただくことと、どのような情報をどのように出すことができるかについて広く職員に認識してもらうために、以前は内部用の情報掲示板に掲載していた記者発表資料を、本社ホームページに一括掲載することとした。

プレスリリースの件数は、平成20年度129件、平成21年度117件、平成22年度135件、平成23年度は238件に対し、平成24年度は267件と順調に外部への情報発信を行っている。これらプレスリリースを受けた新聞掲載数（一般紙）は、平成20年度127件、平成21年度115件、平成22年度139件、平成23年度は236件に対し、平成24年度は192件であった。このことにより、より多くの国民に機構の取り組みを知ってもらうことができた。

さらに、各種テレビ番組から機構施設を紹介するような番組のために、資料等の協力を求められた場合には、積極的に対応した。

渇水時の報道対応としては、写真提供がスムーズにできるようにホームページに日ごとのダム貯水状況がわかる写真を掲載するなどの工夫を行い、多くの報道機関が機構提供の写真を利用することとなった。また、本社では、関東管内の機構ダムの貯水状況をより早く情報提供できる工夫をし、中部支社では、管内の渇水の状況を取りまとめて掲載した。

また、記者によりよく機構の業務を知ってもらうために、記者を対象とした「防災業務説明会」を実施したり、防災訓練や水質訓練のプレスリリースを行った。

大山ダムの竣工式では、竣工をより多くの国民に知ってもらうために、竣工式前に報道機関を対象とした見学会を行い、ダム諸元などについて、報道機関に詳細な情報を提供した。この見学会には多くの報道機関が参加し、また、竣工式当日も多くの報道機関が取材をしてくれ、多数の報道機関で竣工式が取り上げられた。

また、建設関係専門日刊紙において、機構職員を紹介する記事を多く掲載してもらった。

その他、報道機関から問合せのあった案件については、事実を的確に伝え、誤解のない報道としてもらうことに努めた。

広報誌「水とともに」については、読者アンケートの指摘にある「読みにくさ」の解消のために、できるだけ文章は少なめに、写真などのビジュアルなものを多くとい

う構成に努めた。また、読みやすさという観点も含め、職員の紹介を通して機構の業務を紹介する新シリーズのコーナー「ささえる力 Power」を設けた。このコーナーでは、職員から聞き取った内容を編集し、広く国民に機構職員の業務内容を紹介することができる。この記事は、ホームページの採用情報にも掲載し、採用面でのPRにも役立てることができた。

さらに、機構の前身である水資源開発公団が発足して50周年にあたる年であったことから、各水系毎に座談会形式で取材をし、水系に関わる歴史を含む話をとりまとめて広報誌に掲載した。これにより、機構が公団時代から歩んだ50年間の歴史の移り変わりと、それに伴う水に対する考え方の変化について、広く国民に紹介することができた。

水をテーマに各界で活躍している有識者のコラム「水滴」や、機構施設に関わりが深い利水者等からの情報コーナーである「水のひろば」などを広報誌で継続するとともに、歴史小説として、新たに琵琶湖総合開発に関する連載を掲載した。

「事業概要書」は、配布対象者によって使い分けられるように、一般向けの「本編」とユーザ向けの「資料編」に分冊したものを作成しており、今年度は、「資料編」の改訂を行った。改訂にあたっては、最新の情報及びデータを盛り込んだ。

風水害等における緊急時に、迅速かつ的確な広報の実施に資するため、引き続き33ダム等においてダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与した。

ホームページにおける広聴活動としては、意見投稿の様式を刷新し、投稿者の意図がよりよくくみ取れるようにした。

「水の日」及び「水の週間」においては、関連行事を行うとともに、機構施設の役割を実感してもらう効果が高いものとして、職員自らが企画から実施までを行う施設見学会や、関係機関と連携して水資源施設の受益地域でのパネル展示などを実施するなど、水資源の有限性、水の貴重さ等について、国民の関心を高め、理解が深まるように努めた。

また、子供たちに機構施設の役割や水の大切さをよりよく知ってもらうために、多くの小学校（4年生）において、社会科授業の一環で「水」について勉強する機会があることから、機構施設の見学の機会により充実した勉強をしてもらえるように、また、より多くの学校に機構施設を訪れてもらえるように、小学校4年生の担任の先生を対象に施設説明会や見学会を開催した。

さらに、より広く国民に機構の業務に関心をもってもらうために、本社主催で大学生を対象とした施設見学会を実施し、多くの大学の学生の参加があった。このアンケート結果を受け、次年度はこのような若い世代を対象とした見学会の拡充を検討することとした。

また、8月から、ダム愛好家との協働により、ダム写真展を各事務所リレー方式で開催し、機構施設への国民の誘導のよいきっかけをつくることができた。愛好家の方との交流は、写真展だけではなく、施設見学会などでも実施しており、愛好家から見た機構の良い点悪い点などの意見を聞くこともでき、国民目線のひとつとして広報活

動の参考とすることができた。

ホームページによる意見募集の観点から、ホームページによせられた意見に対しよりの確に処理できるように、ホームページの「ご意見」の欄の様式を変更した。これにより意見を投じてきた方の年齢などを把握できるようになった。

利水者アンケートについては、「2. (1) ①2) 国民及び利水者の要望、意見の把握」参照

中期目標等における目標の達成状況

機構の果たしている役割・業務について、広く国民の理解を得るための取組を進めたことにより、本中期目標期間で、その目的を達成できた。

(8) 広報・広聴活動の充実

①機構が提供する情報の充実

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、広く受信者や有識者の意見等を聞いたうえで、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法の改善に努める。

なお、ホームページにおいては、発信する情報について高齢者・障害者が利用しやすいよう改善に努める。

(年度計画)

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、エンドユーザーを意識した、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実に努める。

(年度計画における目標設定の考え方)

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、エンドユーザーを意識した、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実に努めることとした。

(平成24年度における取組)

■ 機構が提供する情報の充実

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、ホームページ、広報誌等による情報提供の内容充実を図るべく、以下のとおり努めた。

渇水情報、水事情や機構の管理業務等について、各種メディアを通じて積極的に情報発信し、利水者や国民に的確な情報を提供した。

渇水時の報道対応としては、6月に木曾川水系、豊川水系、吉野川水系、8月に利根川水系の渇水があった。本社ホームページ等に渇水情報を掲載した他、多くの報道機関がダムに関する情報提供を求めてきたため、写真提供がスムーズにできるように事務所ホームページに矢木沢ダムや岩屋ダムなどの日ごとのダムの貯水状況がわかる写真を掲載するなどの工夫を行い、多くの報道機関が機構提供の写真を利用することとなった。

6月に発生した中部の渇水を受けて、中部支社では、管内の渇水の状況を取りまとめて掲載した。

8月に起こった関東の渇水を受けて、より迅速な情報をホームページに掲載できるように、本社ホームページでは、従来、利根川水系では国土交通省のダムとあわせた8ダムの貯水状況を掲載していたものを、機構ダムのみデータ掲載を合わせて行った。これによりその日朝のデータ掲載が従来昼頃であったものが、朝9時過ぎに掲載

できるようになった。

防災操作に関しては、台風等による防災操作について、施設毎の操作状況をホームページに掲載するとともに、その効果についてプレスリリースを行った。本社ホームページでは台風4号、16号、17号、梅雨前線（3回、内1回は九州では「平成24年7月九州北部豪雨」と命名された）の防災操作の状況を掲載した。このような下流被害軽減のための防災操作について、よりよく記者に知ってもらうために、記者を対象とした「防災業務説明会」を滝沢ダムで実施した。

引き続き33ダム等においてダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与した。

また、5月に発生した利根川水系でのホルムアルデヒドによる水質事故については、発生が明らかになった時点から機構の対応状況をホームページに掲載し、第6報まで掲載し、ツイッターも使用しながら、時々刻々変化する状況と対応について迅速・的確に情報発信を行った。

ホームページについては、さまざまな内容の充実を図った。具体的には新着情報に掲載する内容の充実を図るとともに、以下のような取り組みをした。

新たな取組として、本支社局を含め全事業所のホームページのトップページに「緊急のお知らせ」欄を設置し、通常時のホームページ更新担当者以外の者でも、緊急時の情報等を即時に登録・配信ができるようにした。これは防災や渇水等の緊急情報等の発信用として活用している。

また、バナーコンテンツの新設や改良等について継続的に実施しており、新設したコンテンツとして、「記者発表」「ダムカードコーナー」があり、改良を加えたもの（バナーを作るなど）として、「渇水情報」「環境報告書」「採用情報」「イベントコーナー」がある。「ダムカード」では、機構の全ダムのカード記載された情報やダムカードの入手方法等についての情報を一覧出来るようにして、ダム愛好家（ダムマニア）やダム訪問者への利便を図った。イベントコーナーのうち、「日本一周ダムファン写真展」については、別途バナーを設け、多くの人の関心を引くような工夫をした。さらに、「森と湖に親しむ旬間」「見える安全活動コンクール」について、外部へのリンクをバナー化し、より多くの人への周知を図った。「紅葉情報」については、季節ものとして機構各施設に足を延ばしてもらうきっかけとなるように、昨年度に引き続きバナー掲載を行った。

採用情報のページについては、従来文字ばかりであったが、写真を多用し、より多くの人に魅力ある組織であることがわかるように工夫した。

機構ホームページ（トップページ）へのアクセスは、平成24年度は、約225万件があった。

（年度ごとのアクセス数）

平成17年度：約194万4千件

平成18年度：約145万4千件

平成19年度：約272万6千件

平成20年度：約301万5千件

平成21年度：約311万1千件

平成22年度：約208万9千件

平成23年度：約202万件

平成24年度：約225万件

また、ホームページにおける広聴活動としては、意見投稿の様式を刷新し、投稿者の意図がよりよくくみ取れるようにした。

報道機関に対する情報提供（プレスリリース）に関しては、機構の様々な取組を広く認識してもらうために実施しており、広く外部の方に全国でどのようなことが行われているかを知っていただくことと、どのような情報をどのように出すことができるかについて広く職員に認識してもらうために、以前は内部用の情報掲示板に掲載していた記者発表資料を、本社ホームページに一括掲載することとした。

プレスリリースの件数は、平成20年度129件、平成21年度117件、平成22年度135件、平成23年度は238件に対し、平成24年度は267件と順調に外部への情報発信を行っている。これらプレスリリースを受けた新聞掲載数は、平成20年度127件、平成21年度115件、平成22年度139件、平成23年度は236件に対し、平成24年度は192件であった。このことにより、より多くの国民に機構の取り組みを知ってもらうことができた。

※水資源機構に関係のある新聞掲載は専門誌を含め、774件あり、そのうち、水資源機構からの情報提供等を基に取り上げられた一般誌での新聞掲載が192件あった。

大山ダムの竣功式では、竣功をより多くの国民に知ってもらうために、竣功式前に報道機関を対象とした見学会を行い、ダム諸元などについて、報道機関に詳細な情報を提供した。この見学会には多くの報道機関が参加し、また、竣功式当日も多くの報道機関が取材に訪れ、多数の報道機関で竣功式が取り上げられた。

また、建設関係専門日刊紙において、機構職員を紹介する記事を多く掲載してもらった。内容としては、技術全般や人材育成、国際業務、現場での活躍などであった。これにより、機構の水系外の組織にも「水資源機構」という組織の存在や、その技術力、活躍分野などを知ってもらうことができた。

その他、報道機関から問合せのあった案件については、事実を的確に伝え、誤解のない報道としてもらうことに努めた。特に、復興予算の使途としての防災対策に関する工事に対しては、数度にわたる取材（現場取材を含む）に対し事実を丁寧に正確に伝え、結果として、間違った報道を止めることができた。

さらに、各種テレビ番組から機構施設を紹介するような番組のために、資料等の協力を求められた場合には、積極的に対応した。

中部支社では、問合せを契機とした気象キャスターをテレビ局に訪問しての説明会など積極的な働きかけを行い、広報誌への寄稿を受けるなど、継続した交流につながった。

広報誌「水とともに」については、読者アンケートの指摘にある「読みにくさ」の解消のために、できるだけ文章は少なめに、写真などのビジュアルなものを多くという構成に努めた。

また、読みやすさという観点も含め、職員の紹介を通して機構の業務を紹介する新シリーズのコーナー「ささえる力 Power」を設けた。このコーナーでは、職員から聞き取った内容を編集し、業務のやりがいや、業務での苦労などを紹介し、広く国民

に機構職員の業務内容を紹介することができている。この記事は、ホームページの採用情報にも掲載し、採用面でのPRにも役立てることができた。このコーナーについては、広報モニターから「文章が読みやすい」「レイアウトが見やすい」「内容に興味をもてた」というような声が寄せられている。

さらに、機構の前身である水資源開発公団が発足して50周年にあたる年であったことから、各水系毎に座談会形式で取材をし、水系に関わる歴史を含む話をとりまとめて広報誌に掲載した。これにより、機構が公団時代から歩んだ50年間の歴史の移り変わり、それに伴う水に対する考え方の変化について、広く国民に紹介することができた。

水をテーマに各界で活躍している有識者のコラム「水滴」や、機構施設に関わりが深い利水者等からの情報コーナーである「水のひろば」などを広報誌で継続するとともに、機構施設に関わる歴史物語として、5月号より新たに「湖面の光、湖水の命」という琵琶湖総合開発に関する連載を掲載した。

「事業概要書」は、配布対象者によって使い分けられるように、一般向けの「本編」とユーザ向けの「資料編」に分冊したものを作成しており、今年度は、「資料編」の改訂を行った。改訂にあたっては、最新の情報及びデータを盛り込んだ。

子供たちに機構施設の役割や水の大切さをよりよく知ってもらうために、多くの小学校（4年生）において、社会科授業の一環で「水」について勉強する機会があることから、機構施設の見学の機会により充実した勉強をしてもらえるように、また、より多くの学校に機構施設を訪れてもらえるように、小学校4年生の担任の先生を対象に施設説明会や見学会を開催した。この説明会での小学校教員からの要望を受けて、機構業務を機構職員が説明するという観点から、ダム管理業務、水路管理業務、用地業務、渇水について、わかりやすい小学生向け事業紹介ビデオを作成し、説明会に訪れた教員の小学校の教材としてもらった。

より広く国民に機構の業務に関心をもってもらう取り組みとして、本社主催で大学生を対象とした施設見学会を実施し、多くの大学の学生の参加があった。このアンケート結果を受け、次年度はこのような若い世代を対象とした見学会の拡充を検討することとした。8月から、ダム愛好家との協働により、ダム写真展を開催し、機構施設への国民の誘導のよいきっかけをつくることができた。愛好家の方との交流は、写真展だけではなく、施設見学会などでも実施しており、愛好家から見た機構の良い点悪い点などの意見を聞くこともでき、国民目線のひとつとして広報活動の参考とすることができた。平成24年度は、機構施設で4ヶ所、機構の関連施設等で5ヶ所開催し、機構は場所の提供やアレンジの他、展示等の労力の提供を果たした。

ホームページによる意見募集の観点から、ホームページによせられた意見に対しよりの確に処理できるように、ホームページの「ご意見」の欄の様式を変更した。これにより意見を投じてきた方の年齢などを把握できるようになった。

■ 具体の取組事例 ■

○ 取組事例1 利用しやすい写真のホームページ掲載

8月に利根川水系で起こった渇水では、多くの報道機関から写真提供の申し入れがあったため、ホームページから矢木沢ダムや岩屋ダムなどの貯水池の状況がわかる写真がダウンロードできるようにした。貯水池の状況は定点撮影で日々行い、日々の写真をホームページに掲載した。

この結果、多くの報道機関に使用され、日々変化する状況の正確な報道に貢献した。



図－1 ホームページの写真掲載状況（沼田総合管理所）

○ 取組事例2 ホームページトップページに緊急情報や種々のバナーを追加

5月に発生した利根川でのホルムアルデヒドによる水質汚染対応時の反省として、ホームページ・トップページにホームページ作成の知識が無い職員でも、容易に記入できる「緊急情報」欄を作成した。また、ダムカードバナーや季節に応じたバナー、機構内一括した記者発表資料メニューなど、アクセスしやすいホームページとした。



図-2 ホームページ・トップページ（本社）

○ 取組事例3 大山ダム竣工式

大山ダムの竣工式では、竣工をより多くの国民に知ってもらうために、竣工式前に報道機関を対象とした見学会を行い、ダムの着工から完成までの経緯や、ダム諸元等について、詳細な情報を提供した。この見学会には11社14名の報道関係者からの申込があった。また、竣工式当日も多くの報道機関が取材に訪れ、地方版ではあるが、3社のテレビ局、15社の新聞等で竣工式が取り上げられた。



写真－1 竣工式での報道陣の撮影の様子

○ 取組事例4 機構職員を掲載した記事

専門誌の取材に協力し、機構職員を紹介する記事を多く掲載してもらった。これらの記事を通して、機構の業務を同業他社に知ってもらう機会を得た。



図－3 機構職員が紹介された記事（建設通信新聞平成24年10月15日掲載）

○ 取組事例5 広報誌記事をホームページ採用情報に利用

広報誌では、弊誌江24年4月より、職員の紹介を通して機構業務を紹介する「ささえる力 POWER」を連載。この記事をホームページの採用情報に利用し、就職を考えている人に職員の働いている様子や機構の業務に対する理解を深めてもらっている。

Q2. 職員の働いている様子を知りたいのですが？

A2. 広報誌「水ととも」に掲載されている働く人「ささえる力 POWER」をダウンロードし、

- ・ 野澤 純雄 (2011.3月号 土木職 1975年入社) PDFファイル 619KB
- ・ 江崎 真一 (2011.2月号 1976年入社) PDFファイル 608KB
- ・ 野田 武文 (2011.1月号 2000年入社) PDFファイル 471KB
- ・ 鈴木 博志 (2011.12月号 土木職 2000年入社) PDFファイル 1,049KB
- ・ 中塚 幸典 (2011.11月号 電気通信職 2007年入社) PDFファイル 676KB
- ・ 黒田 貴章 (2011.10月号 土木職 2000年入社) PDFファイル 657KB
- ・ 塩田 伸博 (2011.9月号 土木職 2007年入社) PDFファイル 676KB
- ・ 子田 清樹 (2011.8月号 土木職 2006年入社) PDFファイル 473KB
- ・ 小宮 幸治 (2011.7月号 電気職 1999年入社) PDFファイル 560KB
- ・ 佐藤 正宏 (2011.6月号 電気通信職 1990年入社) PDFファイル 860KB
- ・ 森倉 正人 (2011.5月号 土木職 1981年入社) PDFファイル 764KB
- ・ 佐藤 肇 (2011.4月号 土木職 1987年入社) PDFファイル 483KB



図-4 ホームページ・採用情報

○ 取組事例6 大学生を対象とした施設見学会

より広く国民に機構の業務に関心をもってもらう取り組みとして、大学生を対象とした施設見学会を実施し、武蔵水路改築の工事現場、利根大堰、下久保ダムを見学してもらった。対象は、理工学系の大学生とし、「自分たちの講義や研究がどのように実践に結びついているか」について理解してもらうことを目的とした。多くの大学生が、水資源開発施設やその工事現場に見学に行く機会はなく、有意義な見学会になったとの感想があった。



写真-2 大学生を対象とした施設見学会

○ 取組事例7 ダム愛好家との協働

8月から、ダム愛好家との協働により、ダム写真展を開催し、機構施設への国民の誘導のよいきっかけをつくることができた。愛好家の方との交流は、写真展だけではなく、施設見学会などでも実施しており、愛好家から見た機構の良い点悪い点などの意見を聞くこともでき、国民目線のひとつとして広報活動の参考とすることができた。平成24年度は、機構施設で4ヶ所、機構の関連施設等で5ヶ所でリレー開催し、機構は場所の提供やアレンジの他、展示等の労力の提供を果たした。



写真-3 ダム愛好家との協働で開催した写真展

○ 取組事例8 テレビ局への積極的な働きかけ

各種テレビ番組から機構施設を紹介するような番組のために、資料等の協力を求められた場合には、積極的に対応し、中部支社では、問合せを契機とした気象キャスターをテレビ局に訪問しての説明会など積極的な働きかけを行い、広報誌への寄稿を受けるなど、継続した交流につながった。



写真-4 テレビ局に気象キャスターを訪問しての説明

報道機関への情報提供・新聞掲載の実績

○機構の様々な取組等について報道機関への積極的な情報提供。

平成23年度 238件 → 平成24年度 267件（12%増）

○情報提供等を基に取り上げられた新聞掲載（一般紙）。

平成23年度 236件 → 平成24年度 192件

※ 水資源機構に関係のある新聞掲載は専門誌を含め、644件。

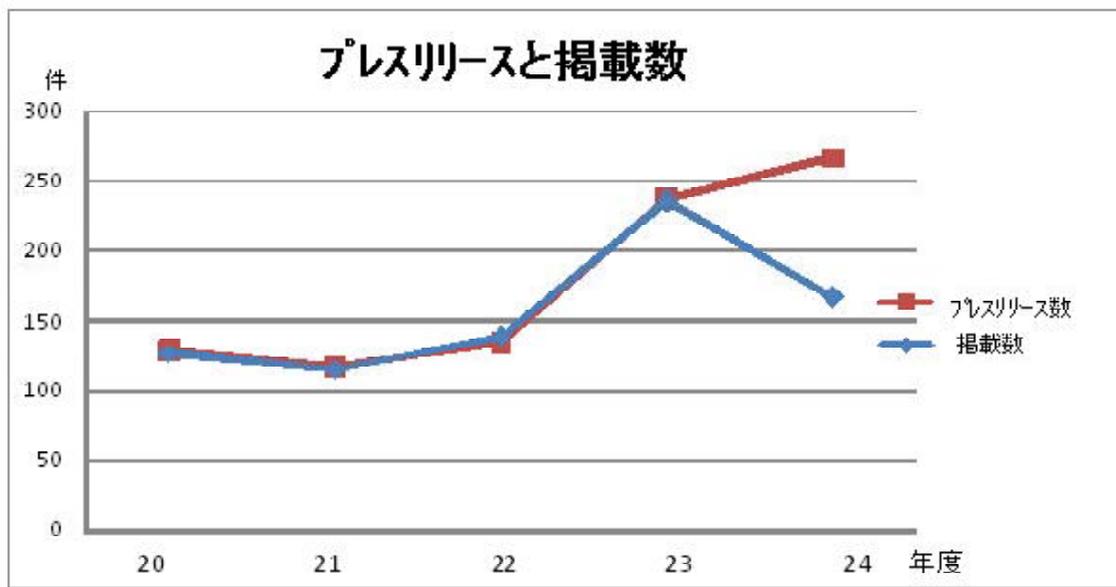


図-4 プレスリリース数と掲載数の推移

(参考) 新聞等への掲載状況（主なもの）

掲載日	新聞名	新聞等見出し	関連施設等
H24.4.20	中日新聞ほか	GW前に ダム周辺を点検	阿木川ダム
H24.4.21	東京新聞ほか	春の使者 今年も 稚アユ見学会	秋ヶ瀬取水堰
H24.4.24	朝日新聞ほか	流木チップ「増産」 無料配付	池田ダム
H24.4.24	愛媛新聞	周辺点検 GW期間も安全	新宮ダム
H24.4.25	毎日新聞	鯉のぼり100匹 ダム泳ぐ	一庫ダム
H24.4.26	岐阜新聞	観光シーズンを前に安全点検	岩屋ダム
H24.4.29	岐阜新聞	GWイベント 1日から観光放流	徳山ダム
H24.5.3	神戸新聞	鯉のぼり春風を受け悠々	一庫ダム
H24.5.4	中日新聞ほか	ダムで湖上説明会	徳山ダム
H24.5.10	中日新聞	迫力満点 比奈知ダムでフラッシュ放流	比奈知ダム
H24.5.10	上毛新聞	管理用道路などの安全点検	矢木沢・奈良俣ダム
H24.5.11	読売新聞	22日洪水想定演習	下久保ダム

H24.5.15	中日新聞ほか	徳山ダムの確な防災を 洪水対応演習	徳山ダム
H24.5.16	朝日新聞	シーズン前に安全点検	浦山ダム・滝沢ダム
H24.5.23	毎日新聞ほか	馬瀬川で学習会 下呂東一小児童	岩屋ダム
H24.5.24	伊勢新聞	26日に見学会 クイズラリーも	長良川河口堰
H24.5.28	TOKYO・MX・TV ほか	武蔵水路改築記者見学会	武蔵水路
H24.5.29	タウン誌	水源地防人育成へ 木祖村でセミナー	味噌川ダム
H24.5.30	中日新聞	サツキマス試食会	木曾川大堰
H24.6.9	上毛新聞	神流湖のごみ カヌーで清掃	下久保ダム
H24.6.14	朝日新聞ほか	三重用水の情報 HPで	中部支社
H24.6.16	徳島新聞	稚アユ 吉野川に放流	池田ダム
H24.6.16	読売新聞ほか	木津川の泡状物質 自然発生と分かる	高山ダム
H24.6.16	朝日新聞ほか	ほたる鑑賞会	比奈知ダム
H24.6.20	東愛知新聞	節水情報をHPに掲載	中部支社
H24.6.27	上毛新聞	迫力の水流 ダム点検	奈良俣ダム
H24.7.5	岐阜新聞	空芯菜植え付け 水質浄化に一役	阿木川ダム
H24.7.9	NHK大津ほか	ホシツリモ 琵琶湖で発見	琵琶湖開発
H24.7.10	上毛新聞	陸封アユの遡上調査	下久保ダム
H24.7.20	上毛新聞	生態系改善への放流 話題No11	下久保ダム
H24.7.20	上毛新聞	外来魚の影響 ダム湖で学ぶ	矢木沢ダム
H24.8.1	岐阜新聞ほか	徳山ダム放流量毎秒20トン上乘せ 電力不足対策	徳山ダム
H24.8.3	常陽新聞	水の週間イベント in 霞ヶ浦	利根川下流総管
H24.8.4	伊和新聞	比奈知ダム 胎内体験記	比奈知ダム
H24.8.5	高知新聞	土佐町湖水祭シンポ	早明浦ダム
H24.8.6	高知新聞	夏祭り 花火堪能	早明浦ダム
H24.8.6	京都新聞	湖底の村 水面に再び	日吉ダム
H24.8.8	中日新聞ほか	牧尾ダムで愛知の子と交流	牧尾ダム
H24.8.10	大分合同新聞	ダムの内部に「潜入」 仕組み学ぶ	大山ダム
H24.8.10	朝日新聞	水の大切さ学ぶ イベント	霞ヶ浦開発
H24.8.11	中日新聞ほか	地元や愛知の小中学生 木曾川源流の水と緑に触れる	味噌川ダム
H24.8.16	市民タイムス	巡視船でおんたけ湖巡り 上下流交流	牧尾ダム
H24.8.22	読売新聞	涼やか内 暑い人気 見学会	一庫ダム
H24.9.5	毎日新聞ほか	水資源機構も防災訓練	池田総合管理所
H24.9.5	西日本新聞ほか	地震想定での防災訓練 事務所間の連携確認	筑後川局
H24.10.3	読売新聞	高山ダム 放流減らし被害軽減	木津川ダム総合管

			理所
H24.10.7	四国新聞	宝山湖ビオトープ 児童ら稲刈り	香川用水
H24.10.7	埼玉新聞	現地住民を招き 初の現地見学会	武蔵水路
H24.10.8	東日本新聞	大島ダム ウォークを開催	豊川用水
H24.10.13	伊和新聞	名張川の上流ダム 市街地の氾濫抑制	木津川ダム総合管理所
H24.10.29	読売新聞	日吉ダムの内部を「探検」 南丹親子ら85人	日吉ダム
H24.11.1	読売新聞	「マニア」の視点 ダムの写真20点展示	日吉ダム
H25.1.14	朝日新聞ほか	ダム湖名は「烏宿湖」に決定	大山ダム
H25.1.14	東京新聞ほか	サケ遡上最多1万5889匹 保護活動の成果	利根大堰
H25.2.8	上毛新聞	厳冬湖に役割果たす	矢木沢ダム
H25.3.4	読売新聞ほか	アユの遡上確認 今年初	長良川河口堰
H25.3.6	中日新聞ほか	豊橋の中学生 耐震工事を見学	豊川用水
H25.3.18	毎日新聞ほか	大山ダム完成に万感 紛糾超えよき日	大山ダム

中期目標等における目標の達成状況

発信する情報の内容充実、提供方法の改善、必要な情報の的確な発信、より質の高い広報活動が図れるものと考えており、本中期目標期間中で、着実にその目的を達成できたものと考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

②緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達する。

(年度計画)

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達する。

このため、緊急時において利水者・地域住民等に、ホームページによる情報発信と併せ、各種媒体を用いた情報提供を推進する。

(年度計画における目標設定の考え方)

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達することとした。

(平成24年度における取組)

■ 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

渇水時の報道対応としては、6月の岩屋ダムの渇水、8月の利根川水系の渇水では、多くの報道機関がダムに関する情報提供を求めてきた。これに対し、写真提供がスムーズにできるようにホームページに矢木沢ダムや岩屋ダムなどの日ごとのダムの貯水状況がわかる写真を掲載するなどの工夫を行い、多くの報道機関が機構提供の写真を利用することとなった。また、本社では、より迅速な情報をホームページに掲載できるように、データ掲載方法に工夫を加えた。従来、利根川水系では国土交通省のダムとあわせた8ダムの貯水状況を掲載していたものを、機構ダムのみデータ掲載を合わせて行った。中部支社では、管内の渇水の状況を取りまとめて掲載した。このように、情報を見やすく、入手しやすくすることにより、正確な情報が誰にでも把握しやすくなった。

新たな取組として、本支社局を含め全事業所のホームページのトップページに「緊急のお知らせ」欄を設置し、通常時のホームページ更新担当者以外の者でも、緊急時の情報等を即時に登録・配信ができるようにした。これは防災や渇水等の緊急情報等の発信用として活用している。

機構が実施している防災操作や地震時の対応など、緊急時対応をどのように行っているかを記者によりよく知ってもらい、正しい報道をしてもらうために、洪水対応演

習や、地震防災訓練について記者発表し、記者に取材してもらうとともに、下流被害軽減のための防災操作の理解を深めるために報道関係者を対象とした現地説明会を滝沢ダム現地で実施したりした。これにより、洪水対応訓練や地震防災訓練などが新聞に取り上げられた。特に、筑後川局の地震防災訓練は、地元のケーブルテレビで放送された。

また、風水害等における緊急時に、迅速かつ的確な広報の実施に資するため、引き続き33ダム等においてダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与した。

洪水時の防災操作については、記者発表をしたり、ホームページに掲載したりして、ダムの果たした役割を知ってもらうように努め、木津川ダム総合管理事務所の管轄するダムの役割が新聞で紹介された。

また、5月に発生した利根川水系でのホルムアルデヒドによる水質事故については、発生が明らかになった時点から機構の対応状況をホームページに掲載し（第6報まで）、ツイッターも使用しながら、時々刻々変化する状況と機構としての対応について情報発信した。また、広報誌「水とともに」7月号に「利根川で発生した水質障害の対応について」という報告記事を掲載した。」



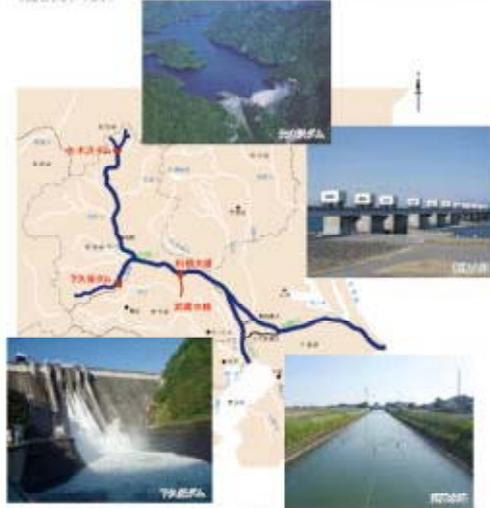
図一 1 梅雨前線の降雨に対する水資源機構の対応（H24年7月）

利根川水系で発生した 水質障害の対応について

5月15日、利根川水系の湧水帯の水質からホルムアルデヒドが検出されました。その後、利根川、江田川等のいくつかの湧水帯の水質からも同様の物質が検出され、各浄水場は川口水からの取水停止をとおしました。さらに、千葉県下では約3万戸が影響を受ける事態となりました。

利根川水系の川口水質が原因と想定されたことから、水質浄化場では、国と連携協働での浄化場増設と連携して、水質浄化場が管理する下流ダム、ろ過ダムから取水停止をおこなうとともに、武蔵野川の湧水帯などをおこない、水質浄化場の増設をおこないました。

今後とも、このような緊急事態の発生に際し、水質浄化場では、関係機関と連携を図りながら、対応してまいります。



※ろ過ダムの写真は同日撮影。その他の写真は利根川水系の各浄水場から撮影されたものです。

図-2 「利根川で発生した水質障害の対応について」(広報誌7月号)



図-3 新聞記事(伊和新聞 平成24年10月13日掲載)



写真 滝沢ダムで報道機関に防災操作の手順を紹介する現地説明会（平成24年8月）

中期目標等における目標の達成状況

平成24年度は、ホームページによる情報発信を行うとともに緊急時の案件については速やかに記者発表を行った。今後も緊急時案件を含め、的確な情報提供を行うことで、本中期目標期間中で、着実に目標を達成できたものと考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

③水の週間等、各種行事への取組

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」をはじめとする各種行事に関し、関係機関との共同開催を含め、本社・支社局及び全事務所において地域交流を実施する。

(年度計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、「水の日」及び「水の週間」行事をはじめ、関係機関との共同開催によるイベント等の実施、施設見学会、地域イベントでのパネル展示等を的確に実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

関係機関との共同開催によるイベント等の実施、施設見学会、地域イベントでのパネル展示等により、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めることとした。

(平成24年度における取組)

■ 水の週間等、各種行事への取組

「水の日」及び「水の週間」においては、関連行事を行うとともに、機構施設の役割を実感してもらう効果が高いものとして、職員自らが企画から実施までを行う施設見学会など、水資源の有限性、水の貴重さ等について、国民の関心を高め、理解が深まるように努めた。

機構本社では関係機関との共同開催を含め、「水の日」及び「水の週間」における「水の展示会」や「水の週間 水を考えるつどい」を開催した。

さらに「水とのふれあいフォトコンテスト」の実施、「全日本中学生水の作文コンクール」の後援を行った。

各事業所では施設の役割を実感してもらおうと職員自らが企画から実施までを担い、エンドユーザーを対象とした施設見学会を実施するとともに、出前講座の実施、上下流交流会などを関係機関とも連携して行い、地域交流や水資源の有限性、水の貴重さ等について国民の関心を高め、理解が深まるように努めた。

さらに、子供たちに機構施設の役割や水の大切さをよりよく知ってもらうために、多くの小学校（4年生）において、社会科授業の一環で「水」について勉強する機会があることから、機構施設の見学の機会により充実した勉強をしてもらえるように、

また、より多くの学校に機構施設を訪れてもらえるように、小学校4年生の担任の先生を対象に施設説明会や見学会を開催した。この説明会での小学校教員からの要望を受けて、機構業務を機構職員が説明するという観点から、ダム管理業務、水路管理業務、用地業務、湧水について、わかりやすい小学生向け事業紹介ビデオを作成し、説明会に訪れた教員の小学校の教材としてもらった。

また、機構の各ダムでは、ダムマニアとの共催により、広く一般の方にダムの魅力を紹介するダム写真展『日本一周ダムファン写真展』をリレー方式で開催し、開催日程等を本社のHPにバナーを設けて紹介したり、理工系の大学生を対象に利根大堰・武蔵水路や下久保ダムを巡る施設見学会を実施し、大学での日頃の講義や研究の内容がどう実践に結びついているのかを実地で体感し、学生により広く機構業務に関心を持ってもらう機会を提供する取組も行った。



写真－1 水の週間の行事（子どもたちと水をまく国土交通大臣）



写真－２ 小学校での出前講座（さいたま市内）

中期目標等における目標の達成状況

関係機関とも連携し、地域交流行事等を継続的に実施することにより、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、広く国民の関心を高め、理解を深め得るものと考えており、本中期目標期間中で、着実にその目的を達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置を講ずることにより、信頼の回復を図る。

(年度計画)

内部統制の強化と説明責任の向上を図るため以下の措置を講ずる。

(年度計画における目標設定の考え方)

内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備を図るなど、様々な措置を講ずることとした。

(平成24年度における取組)

■ 内部統制の強化と説明責任の向上

内部統制の強化と説明責任の向上を図るため以下の①から⑥までの取組を実施した。また、理事長が各支社局に出向き、支社局幹部及び現場所長に対して機構の経営理念や経営方針等を直接説明してその周知徹底を図るとともに、現場における課題等について意見交換を行った。

なお、平成23年度に監事監査及び内部監査により、4用水において水利使用規則の内容と一部異なる取水等が確認され指摘を受けて対応した措置に従って、河川管理者と取水実態に即した変更協議を行う等の対応を行い、利根導水(見沼代用水)について協議を完了した。

中期目標等における目標の達成状況

理事長と現場所長等との意見交換を行うなど全社的な意思伝達、情報共有を図るとともに、監査において指摘を受けた事項にも適切に対応しており、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

1) 倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構の基本理念として独立行政法人水資源機構倫理行動指針(仮称)を策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明する。

(年度計画)

平成20年度に策定した「独立行政法人水資源機構倫理行動指針」が職員自らの行動を律する指針となるよう取組を進める。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成20年7月に策定した「独立行政法人水資源機構倫理行動指針」の浸透・定着に向けた取組を継続的に実施していくことによりコンプライアンスの徹底を図ることとした。

(平成24年度における取組)

■ 倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

以下の取組により、平成20年度に策定した倫理行動指針の職員への浸透、定着を図った。

○コンプライアンスに関する講習会

機構業務に関するコンプライアンスについての講習会を全事務所で実施するとともに、外部講習会等の受講を促進したことにより、コンプライアンスの重要性等の徹底を図った。

○メルマガ1分豆知識

平成24年度より新たな試みとして、毎週水曜日の昼休みにコンプライアンス等に関する質問を全職員に配信するメルマガジン「メルマガ1分豆知識」(○×方式の質問で○か×かをクリックすると直ぐに正解と簡単な解説文を確認できるメルマガ)を週1度のペースで全職員に配信することにより、コンプライアンス等に関する基礎知識の習得に努めた。これは、コンプライアンスアンケート結果によると職員からは概ね好評を得ており倫理行動指針の浸透・定着を図った。

○法務ゼミ

コンプライアンス専門窓口である指定弁護士による本社の職員を対象とする「法務ゼミ」（毎月1回開催）について、平成24年度から支社局にもWEB会議形式で配信することとして、全社的な取組に発展させた。

中期目標等における目標の達成状況

平成20年7月に策定した独立行政法人水資源機構倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組を継続的に実施しており、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

2) 倫理委員会による審議

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

既存の外部有識者からなる倫理懇談会を倫理委員会に格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

(年度計画)

倫理委員会において、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

外部有識者を含む委員会での審議をとおり、業務運営の適正化を図ることとした。

(平成24年度における取組)

■ 倫理委員会による審議

倫理委員会(平成20年1月に外部有識者を委員に含み設立)において、平成24年度は、コンプライアンスの推進状況、1者応札の状況及び防災・危機管理への取組等に関して審議を2回実施(6月4日、11月14日)した。

中期目標等における目標の達成状況

委員会を継続的に実施し、内部統制の取組状況についてチェックを行うことにより、内部統制の強化が図られており、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

3) コンプライアンス推進責任者の選任、コンプライアンス推進月間の実施

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

本社・支社局及び全事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとともに、法務担当部門を強化することにより推進体制を支援する。また、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において毎年開催する。

(年度計画)

本社・支社局及び全事務所において選任されているコンプライアンス推進責任者による職員等からの相談への適正な対応及びコンプライアンス等に関する講習会等を集中的に実施するコンプライアンス推進月間を引き続き実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス推進責任者の選任等、推進体制を強化するとともに、説明会の開催により、職員の法令遵守に係る意識の徹底を図ることとした。

(平成24年度における取組)

■コンプライアンス推進責任者の選任、コンプライアンス推進月間の実施

本社、支社局及び全事務所において選任しているコンプライアンス推進責任者が、職員等からの相談に対して適切に対応する体制を維持している。

また、全職員のコンプライアンス意識の向上のため、平成23年度に定めた「コンプライアンス推進月間」(11月)を平成24年度も実施し、本社では顧問弁護士を講師として法務講習会を開催したほか、全社的な取組として、平成22年度から実施している全職員に対するコンプライアンスアンケートを実施した。平成24年度は、質問事項の見直しを行い、倫理行動指針やコンプライアンスについての理解度を自らチェックできる機会となるよう工夫した。

中期目標等における目標の達成状況

相談体制の維持や、講習会の実施により、コンプライアンスの徹底が図られており、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

4) 推進体制の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を設置することにより、推進体制を強化する。

(年度計画)

平成20年度に制定した「コンプライアンスの推進に関する規程」に基づき、機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするために整備したコンプライアンス通報体制を引き続き運用する。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス専門窓口において、第三者からも通報を受け付けることにより、コンプライアンスの徹底を図ることとした。

(平成24年度における取組)

■ 推進体制の強化

機構の職員のみならず外部の方々からの通報を受け付けるコンプライアンス専門窓口である指定弁護士の窓口について、平成24年度に1箇所から3箇所に増やすことにより、通報者の利便性を強化した。なお、同窓口に対しては、平成24年度に1件の通報があった。

また、増設した窓口の連絡先について、外部の方々にもわかるよう、機構ホームページに追記するとともに、職員に対しては、ポスターやポケット倫理行動指針等に追記するなど、身近なツールを活用した周知を図った。

中期目標等における目標の達成状況

コンプライアンス専門窓口を的確に運用していくことにより、コンプライアンスの徹底が図られており、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

5) 推進状況の評価

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、毎年、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(年度計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(年度計画における目標設定の考え方)

倫理行動指針等の推進状況について、外部委員を含む倫理委員会での審議、監事の監査、独立行政法人評価委員会での評価を受けることにより、内部統制強化を図ることとした。

(平成24年度における取組)

■ 推進状況の評価

平成23年度におけるコンプライアンスの推進状況等について取りまとめ、倫理委員会での審議(平成24年6月)、監事の監査(平成24年6月)を経て、平成24事業年度業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ平成24年7月に報告しており、その結果中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められることから「A」という評価を受けた。

中期目標等における目標の達成状況

業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受けており、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

② 監事機能の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

監事の機能については、内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図る。

(年度計画)

監事の機能については、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の活用により、監事機能を強化・充実する。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成20年度に改正した監事監査要綱に基づき、監査室の職員以外の職員による監査業務補助、必要に応じ弁護士等と情報交換を行うことにより、監事機能の強化を図ることとした。

(平成24年度における取組)

■ 監事機能の強化

平成20年度において監事機能の強化を図るため監事監査要綱が改正され、監事が必要があると認める場合には、監査室以外の職員に監査業務を補助させることができるようにするとともに、必要に応じ弁護士等と情報交換・調査依頼等を行うことができるよう措置した。

これらの改正を受けて、平成24年度は、1事務所の監査において文書管理に精通した1名の職員が監事補助者に指名され、補助者の専門知識を活用した監査が実施された。

監事監査においては、機構の業務が中期計画・年度計画に沿って、適正に執行されているか否かを1つの視点としている。また、監事監査において把握した事項等については、中間段階のものも含め、理事長を含む全役員に報告し、改善に関する意見交換を行っている。

中期目標等における目標の達成状況

平成20年度に監事監査要綱を改正し、強化された機能を引き続き活用することにより、内部統制の拡充が図られた。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成されたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

③入札契約制度の競争性・透明性の確保

1) 入札契約制度における競争性・透明性の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを図る。なお、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。

(年度計画)

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき実施した点検・見直しの結果を受け、平成22年6月に策定した随意契約等見直し計画により、随意契約の厳格な適用を継続するほか、一般競争入札においても実質的な競争性を確保するために取り組むこととした一者応札改善策等について、前年度に引き続き実施するとともに、一者応札の内容を検証し、更なる改善に向けた検討を行う。また、随意契約及び一者応札の状況については、外部有識者から構成される委員会の点検を受け、更なる競争性・透明性の確保を図る。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者等から構成される委員会による監視を受け、透明性の確保を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

建設工事の一般競争入札の対象については、平成20年4月から従来の1億円以上を6千万円以上に拡大して実施している。また、建設コンサルタント業務等においても、従前企画競争又は公募の手続によっていた技術的難易度の高い業務について、また、その他の5千万円以上の業務についても新たに一般競争入札を導入した。

随意契約の適正化については、平成22年6月に新たに策定した「随意契約等見直し計画」の厳格な運用を図ることとした。

(平成24年度における取組)

■ 入札契約制度における競争性・透明性の強化

1. 一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直し

(1) 一般競争入札及び1者応札について

平成19年度から一般競争入札の範囲を拡大するとともに、6千万円以上の建設工事については、総合評価落札方式を併せて実施している。平成24年度については、6千万円未満の土木工事等で、各事務所毎に最低3件以上を一般競争入札で発注することとし、また10月以降は原則一般競争入札として実施している。これらの入札参加条件の設定・確認、総合評価落札方式における技術提案等の評価項目・評価項目毎のウェイト付け、評価など、適正・中立・公正な審査・評価を行うため、個別案件ごとに一般競争参加資格審査委員会、総合評価審査小委員会において審議している。建設コンサルタント業務については、技術的難易度の高い100万円以上の業務について、平成20年度から一般競争入札（総合評価落札方式）により実施した。その結果については、ホームページで公表している。また、外部有識者が含まれる総合評価審査委員会において、総合評価落札方式の基本制度について審議を行っている。

一般競争入札の範囲を拡大してきたことに伴い、電気設備、機械設備及びコンピュータシステムの改造・保守などの既設納入業者以外の者では、責任分界等において施工が困難と思われる業務や建設コンサルタント業務で従来随意契約としていた専門性の高い業務については、平成19年度、20年度と1者応札が増加する結果となった。このため、機構では、平成21年6月に業界各社（約800社）へのアンケート調査等を実施し、その結果から「発注に関する周知不足」、「配置予定技術者の確保ができない」、「既設製品の納入業者以外で参入にリスクが生じる」などが原因で入札参加者が少ないことが明らかになった。これらの要因分析を踏まえ、平成21年9月に「1者応札の改善への取り組みについて」を取りまとめ、全事務所に通知し、全社的に取り組むとともに、ホームページ上に公表した。

1者応札改善の具体的な取組は、次のとおり

「発注に関する公告期間、公告方法の見直し」

- ・ 本社ホームページに機構全体の入札公告情報を一括掲載し、各事業者の検索の利便性向上を図るとともに、発注の内容をわかりやすく要約した公告の概要を同時掲載する。
- ・ 建設新聞等へ公告の掲載依頼を行う。
- ・ 各事業者向けに公告をホームページに掲示した旨ファックスにより通知する。
- ・ 公告の早期化及び十分な公告期間を確保する。

「入札参加条件の緩和等」

- ・ 地域要件や実績などの入札参加条件の撤廃若しくは緩和を行う。

「発注規模の見直し」

- ・ 同一業務を近隣事務所でロットをまとめスケールメリットを引き出す。

- ・或いは、性格の異なる業務や大きすぎるロットについては、より多くの入札参加者が望める業務量にする。

「複数年契約の導入」

- ・複数年契約の拡大により事業者が安定的に業務を確保できる形態の発注とする。

「発注の前倒し」

- ・年度当初から開始する業務について、請負者の準備期間や業務従事者の確保を容易にするための入札・開札日の前倒し（1～2ヶ月）設定を行う。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成22年6月に「随意契約等見直し計画」を新たに策定し、四半期毎に契約監視委員会（平成21年12月に設置）において、1者応札による契約及び随意契約について、入札参加条件及び随意契約における業者選定等の妥当性の審議並びに改善策の補強等、1者応札及び随意契約の点検・見直しを行った。その結果、平成20年度に70.0%、平成21年度に49.2%であった1者応札率は、平成22年度には19.2%となったが、平成23年度は、東日本大震災の影響から、被災地における工事の集中による技術者不足により、通常は多くの参加者が期待できる土木工事においても1者応札が生じ、20.4%と若干増加した。24年度は、19.1%となり実質的な競争性は確保されてきていることがわかった。

表-1 1者応札状況

(工事、コンサル、物品・役務等)	一般競争入札件数	うち1者応札件数	率
平成20年度	987件	691件	70.0%
平成21年度	839件	413件	49.2%
平成22年度	686件	132件	19.2%
平成23年度	690件	141件	20.4%
平成24年度	776件	148件	19.1%

なお、機構の発注については、関連法人が受注したものを含め、全て真に業務に必要なもののみを行っており、その発注に当たっては、原則一般競争入札で行い、競争参加資格も競争性、公正性及び透明性の観点から、新規参加者が参加できないような厳しい入札参加条件は設けていない。また、契約金額は、予定価格の範囲内での契約であり、妥当なものと判断している。入札の結果についてもホームページにて公表を行っている。

機構の契約事務手続については、各規程等に則り実施しており、データベース化により整理し各事務所で確認しながら適切な執行が可能となっている。契約事務手続が適正に行われているかを確認・指導するため、平成24年度は、10事務所で財務業務執行調査を実施するとともに、全事業所職員を対象に9箇所で開催した。

(2) 随意契約について

随意契約の金額基準については、全ての項目について、国の基準と同額としている。競争性のない随意契約の平成24年度実績は、240件、7,698百万円であり、

金額については、随意契約等見直し計画の計画値を達成している。総契約額に対する競争性のない随意契約の割合は、20.9%であった。随意契約については、随意契約等見直し計画で「今後も随意契約とせざるを得ない場合」に限定しており、四半期毎に契約監視委員会において業者選定や契約金額の妥当性について点検を受けている。また、新規に随意契約を行おうとする案件については、事前に契約監視委員会の了承を得ている。

随意契約等見直し計画(平成22年6月)

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のない随意契約	354件	11,771,144千円	249件	9,189,106千円

(参考) 独立行政法人の平成22年度における競争性のない随意契約の割合
平均21.5% (金額ベース)

(3) 業務の下請負について

建設工事及び建設コンサルタント業務の入札については、その主たる部分を下請負することができないよう、契約書及び仕様書に記載している。特に随意契約においては、多くの部分を下請負に付されることがないよう、また、機構の承諾が必要な下請負において承諾なしに下請負に付されることがないよう、請負者に対し、下請負予定表の提出を義務づけ、事前にその内容を確認することができるようにするなど、下請負に対する適正な事務を行うための措置を講じている。平成23年度に引き続き、平成24年度は、全て承認手続きがされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会による平成20年度の機構業務の実績に関する二次評価において意見が出された再委託※については、平成24年度においても、契約を締結した分任契約職(所長)がその必要性、相手方の妥当性を厳格に審査し承認手続きを行っており、平成24年度の随意契約による契約において再委託割合が50%以上の案件は無かった。

※平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(政委第35号平成21年12月9日)

- ・随意契約による委託契約の再委託割合が高率(50%以上)となっている案件がある
- ・再委託の承認等の手続きがされていないものがある
- ・再委託に係る契約条項が設定されていないまま再委託がされているものがある
- ・関連公益法人に対して再委託がなされているものがある

2. 監査等の実施

平成23年度に引き続き、「随意契約・一者応札の見直し状況」を重点項目として、入札契約に関する監査が実施された。監査においては、具体の契約について、施行伺・入札執行伺等の事務手続き、総合評価審査小委員会等の審議状況、入札執行状況など、施行伺から契約締結に至るまでの一連の手続きについて監査を受けた。

また、随意契約に関しては、23年度、24年度における随意契約及び1者応札改

善状況と今後の課題について監査を受けた。

会計監査人からは、財務諸表監査の枠内で、独立行政法人監査基準に従ってチェックを受けた。

外部有識者により構成されている入札等監視委員会を4回実施し、審査の対象となった契約について審査を受け、適正との評価を得た。

平成21年12月に設置した契約監視委員会では、平成20年度契約における1者応札による契約及び随意契約について、その改善策及び妥当性の審議・意見を受けて、改善策の是正等を行った。平成24年度においては、平成23年度契約について、契約監視委員会における審議等を経て、同様の措置を行った。

(参考)

① 平成24年度契約状況（工事、コンサル、物品・役務契約等）

契約の種類	件数	総額	1件あたり平均落札率
一般競争	776件	23,745百万円	73.0%
指名競争	476件	3,823百万円	74.8%
随意契約	329件	9,219百万円	96.4%
うち不落随契	89件	1,521百万円	97.4%
うち特命随契 (競争性のない随契)	240件	7,698百万円	95.4%

② 特命随契とせざるを得ない理由

- 一 電気、ガス等のライフラインの継続供給（供給元が一の場合のみ）
- 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料
- 三 リース物品の継続借料（複数年契約制度導入までの間）
- 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等
- 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は、地方公共団体等への管理委託
- 六 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの
- 七 法令、条例等により相手方が特定されている業務
- 八 その他、契約職が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等

中期目標等における目標の達成状況

入札契約制度における競争性・透明性の強化については適正に実施しており、本中期目標期間中、着実に目標を達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

③入札契約制度の競争性・透明性の確保

2) ホームページ等での公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表する。

(年度計画)

入札契約の結果及び平成22年6月に策定した随意契約等見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

独立行政法人における随意契約の適正化については、平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」のうち、独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置の一つとして位置づけられ、各法人が策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げることとされたところである。また、「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について(依頼)」(平成19年11月15日付総務省行政管理局長、行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)において、「公共調達 of 適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むよう要請すること他の要請があり、平成20年1月以降月単位で少額を除くすべての契約案件を公表することとなった。

(平成24年度における取組)

■ ホームページ等での公表

平成20年1月分から継続して「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に基づく入札結果等のホームページによる公表を行った。また、随意契約については、平成22年6月に策定・公表した「随意契約等見直し計画」に則って実施するとともに、フォローアップを公表した。

中期目標等における目標の達成状況

「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達）に基づく入札結果等のホームページによる公表を引き続き継続したこと及び随意契約等見直し計画のフォローアップを着実に実施したことにより、透明性の確保及び説明責任の向上を図ることができたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

④談合防止対策の推進

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催するとともに、既退職者については、希望者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催するなど、法令遵守の徹底を図る。

(年度計画)

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化を継続するとともに、退職予定者等に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催し、法令遵守の徹底を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

実施しているペナルティ強化を継続し、退職予定者等に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催することにより、法令遵守の徹底を図ることとした。

(平成24年度における取組)

■ 談合防止対策の推進

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化を維持した。

また、新規採用職員や退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守等についての説明会を実施した。さらに、広く職員が参加できる研修において、独占禁止法等に係る基礎知識の習得を促進するとともに、機構(公団)の既退職者中、希望者(機構ホームページで、平成19年10月より案内)に対し、法令遵守についての説明会を行った。

中期目標等における目標の達成状況

新規採用職員及び退職予定者に対する説明会の継続的实施並びに独占禁止法に係る研修等を実施していくことにより、法令遵守の徹底が図られており、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

（９）内部統制の強化と説明責任の向上

⑤関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

（中期目標）

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査（入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける）、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

（中期計画）

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体として公表する。

（年度計画）

関連法人等との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

（年度計画における目標設定の考え方）

関連法人との関係についてホームページに公表することにより透明性を図ることとした。

（平成24年度における取組）

「独立行政法人整理合理化計画」（H 19.12.24閣議決定）に基づく当機構と関連法人との間の補助・取引等の状況、当機構から関連法人への再就職状況についてホームページで公表した。

また、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約を行った場合には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（H 22.12.7閣議決定）に基づき、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、ホームページで公表した。

中期目標等における目標の達成状況

関連法人等との間における人と資金の流れ等については、ホームページにおいて公表した。

中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

⑥財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、積極的に財務諸表等の公開を行うこととした。

(平成24年度における取組)

■ 国民への財務内容の公開

平成23年度の財務諸表については、独立行政法人通則法第38条第1項の規定に基づき国土交通大臣から平成24年9月24日に承認を受け、機構ホームページに掲載するとともに、事業報告書の作成にあたっては、経年の財務情報を記載し、なおかつ財務諸表へのリンクを貼り付けることにより、容易に財務諸表を閲覧できるようにしたほか、財務諸表を解りやすく解説した決算概要を作成しホームページに掲載し公開を行った。

さらに、財務諸表等を本社、支社、局及び全事務所において閲覧を開始すると共に、その閲覧場所についてホームページに掲載し周知した。

また、開示すべきセグメント情報については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令(平成15年国土交通省令第104号)により、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もののほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系によ

る」ものとして3種類のセグメントについて、平成23年度の財務諸表において公表した



図-1 ホームページ画面 (その1)



図-2 ホームページ画面 (その2)



図-3 ホームページ画面(その3)

中期目標等における目標の達成状況

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備した。

また、国民へのサービス向上を図るため、セグメント情報についても「区分経理による」もの、「施設の機能別による」もの及び「水系による」ものを公表しており、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

⑥財務内容の公開

2) 機関投資家への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び平成23年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、機関投資家等へ開示情報の充実を図り、積極的に公開することとした。

(平成24年度における取組)

■ 機関投資家への財務内容の公開

機構の業務概要及び平成23年度決算の内容等を盛り込んだ資料を作成のうえ、平成24年10月5日に機関投資家、アナリスト等を対象とした決算等説明会を開催したほか、債券発行に係る情報等を適宜ホームページに掲載し、業務運営の透明性を確保した。



図－1 決算等説明会資料



写真－1 決算等説明会状況



図－2 ホームページ画面（その1）

[ホーム](#) > [財務・環境](#) > [財投機関債の発行](#)

財投機関債の発行

第10回水資源債券(財投機関債)の発行について

平成24年12月05日

平成24年度の水資源債券(財投機関債)については、以下のとおり発行条件を決定しました。

発行条件等

銘柄	第10回水資源債券
発行額	80億円
年限	3年
表面利率	0.146%
発行価格	100円
応募者利回り	0.146%
申込期間	平成24年12月5日
払込(発行)日	平成24年12月18日
償還期限	平成27年12月18日
取得格付	AA(R&I)
引受主幹事証券会社	野村證券(事務) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券
受託会社	三菱東京UFJ銀行
対国債スプレッド	第275回国債+5bp

[ページトップへ](#)

[サイトポリシー](#)・[プライバシーポリシー](#)

独立行政法人 水資源機構 〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 TEL.048-600-6500(代表)

図-3 ホームページ画面(その2)

(参 考)

機構では、投資家に提供する信用リスク情報として、格付会社から、AA+（日本格付研究所）及びAA（格付投資情報センター）の格付けを取得している。

中期目標等における目標の達成状況

平成24年度についても、機関投資家への財務内容の公開については、引き続き、機構の業務概要及び平成23年度決算の内容等を盛り込んだ資料を作成のうえ、機関投資家、アナリスト等を対象とした決算説明会を開催したほか、債券発行に係る情報等を適宜ホームページに掲載するなどしており、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

